



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 人事委員会規則

\*28 警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

\*29 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

1317 平成20年度第3次自衛官募集(追加) (市町村課)

1318 熊野古道中辺路サイン整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(地域づくり課)

1319 生活保護法による指定医療機関の廃止  
(福祉保健総務課)

1320 生活保護法による医療機関の指定  
( " )

1321 平成20年度和歌山県生活保護システム更新業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
( " )

1322 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定  
(長寿社会課)

1323 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )

1324 " ( " )

1325 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

1326 " ( " )

1327 " ( " )

1328 " ( " )

1329 " ( " )

1330 " ( " )

1331 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " )

1332 " ( " )

1333 " ( " )

1334 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

1335 保安林の指定 (森林整備課)

1336 " ( " )

1337 " ( " )

\*1338 交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱(昭和46年和歌山県告示第235号)の廃止  
(警察本部)

### ○ 公安委員会告示

44 機械警備業務管理者講習の実施

\*45 昭和46年和歌山県公安委員会告示第61号(交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱の実施につき必要な事項)の廃止

### ○ 公告

入札公告 (地域づくり課)

" (福祉保健総務課)

" (長寿社会課)

### ○ 正誤

平成20年9月25日付け和歌山県報号外公告別冊中

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第28号

警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第8条の3第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第10条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第14条第1項第4号及び第2項第3号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第14条の2中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第14条の5第2項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第3項第9号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第9条の4第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第13条第1項第5号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第2項第4号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第13条の2及び第13条の4第1項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第13条の5第2項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第3項第9号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第11条の2第3項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第11条の5第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第14条第1項第5号及び第2項第4号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第14条の5第2項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第3項第9号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第12条の4第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(教育職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人

等派遣条例」に改める。

第12条の4第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(警察官の通勤手当に関する規則の一部改正)

第6条 警察官の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第12条の4第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第7条 職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第9条 初任給調整手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第10条 職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第11条 教育職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(警察官の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第12条 警察官の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第13条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第22条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第44条及び第45条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第9の表中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同表備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第14条 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第22条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第39条及び第40条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第9の表中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同表備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第15条 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第20条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第37条及び第38条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第8の表中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同表備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第16条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第17条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員の派遣等に関し」を「公益的法人等への職員の派遣等に関し」に改める。

(職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第18条 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成16年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第19条 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成16年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部改正)

第20条 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成16年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第21条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第4号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第22条 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第4号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「新たに職員給与条例給料表」を「新たに教育職員給与条例給料表」に改める。

(警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第23条 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第4号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第24条 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「改正公益法人派遣条例」という。)による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「「公益法人派遣条例」を「「公益的法人派遣条例」に改め、同号オ中「改正前の公益法人派遣条例」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「改正公益法人派遣条例」という。)による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56

号。以下「改正前公益法人派遣条例」という。)」に改める。

第2条第1項第3号中「改正前の公益法人派遣条例」を「改正前公益法人派遣条例」に改める。

第3条第1項中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

(教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第25条 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「平成18年改正公益法人派遣条例」という。)による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「「公益法人派遣条例」を「「公益的法人派遣条例」に改め、同号カ中「改正前の公益法人派遣条例」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「改正公益法人派遣条例」という。)による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「改正前公益法人派遣条例」という。)」に改める。

第2条第1項第3号中「改正前の公益法人派遣条例」を「改正前公益法人派遣条例」に改める。

第3条第1項中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

(警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第26条 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「平成18年改正公益法人派遣条例」という。)による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「「公益法人派遣条例」を「「公益的法人派遣条例」に改め、同号エ中「改正前の公益法人派遣条例」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「改正公益法人派遣条例」という。)による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「改正前公益法人派遣条例」という。)」に改める。

第2条第1項第2号中「改正前の公益法人派遣条例」を

「改正前公益法人派遣条例」に改める。

第3条見出し中「第10項」を「第11項」に改め、同条第1項中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

(勤勉手当の支給基準に関する規則の一部改正)

第27条 勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第11号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項」に改める。

別記第7号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に、「法人格を取得したので」を「法人となる旨を」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1317号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成20年度第3次募集(追加)について、次のとおり告示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

2等陸・海・空士(男子)

(2) 採用予定時期

平成21年3月下旬から4月上旬頃

2 受付期間

それぞれ試験期日の前日まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同地域事務(募集案内)所に請求すること。

(別表参照)

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験日、試験種目及び試験場

試験期日	試験場	試験種目
平成20年10月27日(月)	田辺市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)
平成20年12月6日(土)	和歌山市	2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

\*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。

6 合格発表

(1) 仮合格選抜基準に達した者には、仮合格通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 仮合格者は、仮合格者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。

なお、通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2 号 新橋ビル2F	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25- 301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

## 和歌山県告示第1318号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、熊野古道中辺路サイン整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

熊野古道中辺路サイン整備委託業務

## (2) 契約期間

契約締結日から平成21年3月10日（火）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受付日及び入札執行日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生

手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (8) 和歌山県内に住所、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (9) 平成9年度以降に元請けとして、同種の整備業務を施工した実績を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 誓約書

ケ 同種の整備業務の施工実績を証明できる書類

コ 委任状（申請書が代理人を選任した場合）

サ 組織概要図

シ 申告書

(2) (1) のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成20年10月10日（金）時点で既に和歌山県が行う一般競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な一般競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ及びクからコ、シまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年10月10日（金）から平成20年10月22日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平

成20年10月10日(金)から平成20年10月22日(水)までの間に和歌山県企画部地域振興局地域づくり課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年10月10日(金)から平成20年10月22日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部地域振興局地域づくり課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2374

ファクシミリ番号 073-441-2377

6 資格審査の結果通知

資格審査申請書には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成20年10月27日(月)までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年10月29日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成20年10月31日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 150-18	たかの耳鼻咽喉科・アレルギー科	田辺市新庄町字東跡之浦2744番地58 精香オンドルビル2階	平成 20.8.31

和歌山県告示第1320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により

医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 155-20	たかの耳鼻咽喉科・アレルギー科	田辺市たきない町2980番地57	平成 20.9.1

和歌山県告示第1321号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県生活保護システム更新業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事業  
和歌山県生活保護システム更新業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この一般競争入札に参加できる者は、平成20年10月10日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。
  - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
  - (4) 情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録されている者であること。
  - (5) 都道府県、政令指定都市及び市において、生活保護システムを導入した実績があること。
  - (6) 3の(1)のオに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札資格審査申請書
    - イ 2の(4)に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し
    - ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - エ 2の(5)に掲げる実績を証する書面
    - オ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年10月10日（金）から平成20年10月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年10月27日（月）午後4時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館3階 防災対策室C

(2) 日時

平成20年10月17日（金）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年10月17日（金）から平成20年10月27日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に6で掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

ファクシミリ番号 073-425-6560

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年11月6日（木）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年11月12日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年11月17日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070106715	株式会社コミュニティネット	和歌山市北中島1丁目6-17	田邊仁実	ケアネット和歌山	和歌山市北中島1丁目6-17	居宅介護支援	平成20.10.1 〔平成26.9.30〕
3070106723	和歌山福祉救急移送株式会社	和歌山市園部1542番地2	穂谷一祥	ケアプランセンター大地	和歌山市六十谷35-10	居宅介護支援	平成20.10.1 〔平成26.9.30〕
3070106731	株式会社ほっとらいん	和歌山市西庄1086番地の28	齊藤高子	ケアプランセンターほっとらいん	和歌山市西庄1086番地の28	居宅介護支援	平成20.10.1 〔平成26.9.30〕
3070106749	株式会社なかよし	和歌山市中之島279番地の24	池田和子	ケアプランなかよし	和歌山市中之島279番地の24	居宅介護支援	平成20.10.1 〔平成26.9.30〕
3070106756	株式会社かながわ	和歌山市西庄846番地	金川光明	「ぼびん」ケアプランセンター	和歌山市狐島48-6	居宅介護支援	平成20.10.1



							平成 26.9.30
3071700177	社会福祉法人和生福会	海南市孟子709-1	武久洋三	緑風苑居宅介護支援事業所	紀の川市貴志川町神戸26-1	居宅介護支援	平成 20.10.1 平成 26.9.30
3071800126	あい株式会社	岩出市中島17番地の22	堀内弥生	あい介護センター	岩出市吉田309番地の4	居宅介護支援	平成 20.10.1 平成 26.9.30
3072300514	合同会社アイトワ	新宮市高田652-2	輪野由起	アイトワケアサービス	新宮市蓬莱3丁目6番21号	居宅介護支援	平成 20.10.1 平成 26.9.30

和歌山県告示第1323号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106707	株式会社あおぞらケアセンター	和歌山市手平2丁目5番49号	藤田元人	株式会社あおぞらケアセンター小雑賀事業所	和歌山市小雑賀728番地の1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.10.1 平成 26.9.30
3070106699	株式会社かながわ	和歌山市西庄846番地	金川光明	ヘルパーステーションみつばち	和歌山市狐島48-6	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.10.1 平成 26.9.30
3070102474	有限会社スマイルハート	和歌山市大垣内107-1	岡田佐織	有限会社スマイルハート	和歌山市大垣内107-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.10.1 平成 26.9.30
3072400769	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会	西牟婁郡上富田町朝来755番地の1	宮本保治	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会デイサービスセンターくちくまの	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504番地の8	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.10.1 平成 26.9.30

和歌山県告示第1324号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106764	誠光堂株式会社	和歌山市築港6丁目	谷関良昭	誠光堂株式会社	和歌山市築港6丁目	福祉用具貸与	平成

		目9番地の10			9番地の10	・介護予防福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	20.10.1 平成 26.9.30
3072200839	誠光堂株式会社	和歌山市築港6丁目9番地の10	谷関良昭	誠光堂株式会社 田辺営業所	田辺市新庄町2744番地	福祉用具貸与・ 介護予防福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 20.10.1 平成 26.9.30

和歌山県告示第1325号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120354	ソーシャル・ファーム・ピネル	和歌山市岩橋643	就労継続支援A型	特定なし	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成20.10.1	平成26.9.30
			就労継続支援B型					

和歌山県告示第1326号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120370	けいじん舎	和歌山市岩橋798-1	就労継続支援A型	特定なし	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成20.10.1	平成26.9.30
			自立訓練(生活訓練)					
	けいじん舎アンプリアル	紀の川市尾崎79-1	自立訓練(生活訓練)					

和歌山県告示第1327号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120313	はぐるま共同作業所和の杜	和歌山市岩橋798-1	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成20.10.1	平成26.9.30

和歌山県告示第1328号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30101203 21	はぐるま共同作業所ラ・テール	和歌山市園部993-2	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成20.10.1	平成26.9.30

## 和歌山県告示第1329号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30213100 51	くすの樹	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	共同生活介護、共同生活援助	知的障害者	社会福祉法人和福社会	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	平成20.10.1	平成26.9.30

## 和歌山県告示第1330号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30101203 62	麦の郷印刷	和歌山市府中1167-1	就労継続支援A型	精神障害者	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成20.10.1	平成26.9.30

## 和歌山県告示第1331号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30210000 17	ピア・サラ	共同生活介護、共同生活援助	事業所の所在地	和歌山県橋本市野5-1	和歌山県橋本市野560-6 サンメゾン橋本式番館9201号室	平成20.8.1

## 和歌山県告示第1332号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30222002 28	サンヒルズ	共同生活援助	事業所の名称	クローバーホーム	サンヒルズ	平成20.8.1
			事業所の所在地	和歌山県田辺市神子浜1-22-15	和歌山県田辺市神子浜2-23-12	

和歌山県告示第1333号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3021600055	おもと第1オレンジホーム	共同生活援助	事業所の所在地	和歌山県有田郡有田川町長谷川401	和歌山県有田郡有田川町長谷川321-1	平成20.9.1

和歌山県告示第1334号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッシュコートI  
岩出市西野100-2 他48筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ツカサ 代表取締役 土岐孝司  
岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル
- 変更する事項  
(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ヒマラヤ	代表取締役 小森裕作	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
未定	—	—

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所

株式会社ヒマラヤ	代表取締役 小森裕作	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号
株式会社マナビインテリアハーツ	代表取締役 真鍋守利	高知県高知市針木東町24-10
未定	—	—

- 変更の年月日  
平成20年9月21日
- 変更する理由  
テナント店舗の追加のため
- 届出年月日  
平成20年9月24日
- 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)  
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(岩出市高塚209番地)
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成20年10月10日から平成21年2月10日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1335号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字中原字引尾302の1、大字遠井字黒松1139の15、字北浦1276の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1)立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字引尾302の1、字黒松1139の15、字北浦1276の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1336号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字東大谷字上沢197・206(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、207の1、208、209の1

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1337号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字黄金倉3369

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黄金倉3369(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1338号

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱(昭和46年和歌山県告示第235号)は、廃止する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 公安委員会告示

#### 和歌山県公安委員会告示第44号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成20年10月10日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 講習の実施期日、実施場所及び定員

(1) 講習期間

平成20年12月3日(水)から平成20年12月8日(月)までの土曜日及び日曜日を除く4日間

(2) 講習場所

和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛

(3) 定員

20名

2 講習の対象者

機械警備業務管理者講習を受講することができる者は、本講習の受講を希望する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)

は、平成20年11月10日(月)から平成20年11月12日(水)

まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、

(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全全部生活安全企画課(受講受付専用電話番号:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間

平成20年11月17日(月)から平成20年11月19日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)

(2) 提出先

和歌山県内の最寄りの警察署

(3) 提出方法等

機械警備業務管理者講習受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大の顔写真1枚をちょう付のもの)1通を提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講予定者に決定していることを無効とする。

(4) 手数料

38,000円(和歌山県証紙により納付すること。)

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号:073-423-0110(内線 3027・3028)

和歌山県公安委員会告示第45号

昭和46年和歌山県公安委員会告示第61号(交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱の実施につき必要な事項)は、廃止する。

平成20年10月10日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

公 告

入 札 公 告

熊野古道中辺路サイン整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成20年度地づ第2号

(2) 委託業務の名称

熊野古道中辺路サイン整備委託業務

(3) 委託業務の仕様等

別添仕様書等による。

(4) 委託業務の場所

熊野古道中辺路(和歌山県田辺市中辺路町栗栖川～田辺市本宮町本宮～田辺市本宮町湯峯)

(5) 契約期間

契約締結日から平成21年3月10日(火)まで

(6) 予定価格

17,997,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 業務形態

単体企業

(8) 支払条件

前払金 有

部分払 有

契約変更 有

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1318号に規定する熊野古道中辺路サイン整備委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部地域振興局地域づくり課

(2) 期間

平成20年10月10日(金)から平成20年10月22日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 設計図書の閲覧、入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 設計図書の閲覧、入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により閲覧する設計図書又は交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成20年10月22日(水)午後5時までの間に和歌山県企画部地域振興局地域づくり課に対して書面(ファクシミリを含む。)に

より行うものとする。

- (3) (2)の質問に対する回答は、受付期間終了後、開札日までの間のうち、原則として3日間の期間を設定し、和歌山県のホームページに掲載するものとする。

#### 5 入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館3階 防災対策室C

##### イ 入札日時

平成20年11月4日(火)午後2時から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び一般競

争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部地域振興局地域づくり課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部地域振興局地域づくり課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。この場合においては、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県企画部地域振興局地域づくり課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2374

ファクシミリ番号 073-441-2377

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 入札公告

和歌山県生活保護システム更新業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6

の規定に基づき公告する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成20年度
- (2) 調達役務の名称及び数量  
和歌山県生活保護システム更新業務委託 一式
- (3) 調達役務の仕様等  
仕様書による。
- (4) 納入場所  
仕様書による。
- (5) 納入期限  
平成21年3月31日（火）

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1321号に規定する和歌山県生活保護システム更新業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課
- (2) 日時  
平成20年10月10日（金）から平成20年10月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 場所  
3の（1）に同じ。
  - イ 日時  
3の（2）に同じ。
- (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年10月27日（月）までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館3階 防災対策室C
- (2) 日時  
平成20年10月17日（金）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 504会議室
- イ 入札日時  
平成20年11月18日（火）午後2時から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された



者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

ファクシミリ番号 073-425-6560

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成20年度における和歌山県介護支援専門員研修業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年10月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

和歌山県介護支援専門員研修業務（和歌山県介護支援専門員実務研修）

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年11月10日（月）から平成21年3月31日（火）まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第298号に規定する和歌山県介護支援専門員研修業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

(2) 期間

平成20年10月10日（金）から平成20年10月16日（木）

までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年10月31日（金）までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、6に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年10月31日（金）までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階411号室

(2) 日時

平成20年10月24日(金)午後1時30分から

7 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階503号室

イ 入札日時

平成20年11月7日(金)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

8 入札方法

(1) 7の場所及び日時に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加者の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に該当する資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2519(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2523

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

正 誤

正 誤

平成20年9月25日付け和歌山県報号外公告別冊「人事行政の運営等の状況」カの表初任給調整手当の項内容及び支給単価の欄中「306,900円」は誤りにつき、「326,900円」

に訂正し、同公告別冊8の表中

1	32
-----	-----
	1
-----	-----
	1
-----	-----
2	
-----	-----
	12
-----	-----
3	46

9
-----
2
-----
-----
2
-----
9
-----
22

は誤りにつき、

3	31
-----	-----
	1
-----	-----
	1
-----	-----
	2
-----	-----
	12
-----	-----
3	47

8
-----
2
-----
-----
2
-----
9
-----
21

に訂正する。